

## 入善町社会福祉協議会指定訪問介護事業運営規程

### (目的)

第1条 入善町社会福祉協議会が開設する介護予防・生活支援サービス事業、指定訪問介護事業、（以下「事業」という。）の、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入善町社会福祉協議会の介護福祉士・訪問介護員の修了者又は一定の研修受講者が、要介護状態・要支援状態又は厚生労働省の定める基本チェックリスト該当者である者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 入善町社会福祉協議会 訪問介護ほほえみ
- (2) 所在地 富山県下新川郡入善町上野2793番地1

### (職員の種類、員数、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 訪問介護員等 2. 5名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- (3) サービス提供責任者 1名以上
  - ・指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行う。
  - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
  - ・サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携をはかる。
  - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。
  - ・訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
  - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を行う。
  - ・訪問介護員に対する研修、技術指導等を行う。
  - ・その他サービス内容の管理について必要な業務を行う。
- (4) 事務員等  
事務員は事業所運営に必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、介護予防・生活支援サービス事業、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条に基づく事業の実施地区を越えて行う介護予防・生活支援サービス事業、指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね10km未満 500円
- (2) 事業所から、片道おおむね10km以上 800円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、介護予防・生活支援サービス事業、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、入善町内とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業革体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、入善町社会福祉協議会会長と事業所管理者との協議のうえ定めるものとする。

附則

この規定は平成12年4月1日から施行する。

この規定は平成15年4月1日から施行する。

この規定は平成15年12月19日から施行する。

この規定は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。

この規定は平成28年9月1日から施行する。

この規定は令和 5年4月1日から施行する。

この規程は令和 6年3月26日から施行する。